

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川場村長

市町村名 (市町村コード)	川場村 (10444)
地域名 (地域内農業集落名)	天神地区 (天神)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・水田利用のほか、主に、こんにゃく、飼料用作物が作付けされており、今後、中心経営体の引受意向面積は、現状より増える見込みだが、兼業農家や小規模農家による耕作地も多く、高齢化・農業後継者不足により、耕作されない農地が将来的に増加することが予想される。  
・土地改良事業実施地も多いことから、中心経営体が担うためには、分散した農地をより集約化し、耕作の効率化を図る必要がある。  
・特に山際は、サル・イノシシ・シカ・クマなどの有害鳥獣被害が年々深刻となっており、対策を講じる必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

現在行っている水稲、こんにゃく、飼料用作物を中心に生産を続け、中心経営体を中心となり地域と一体になって地区内の農地を維持管理していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振法の農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、中心経営体に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作が難しくなった場合は中心経営体へ貸し出してもらえよう周知をするとともに、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地所有者の意向を把握するなど農地の利用調整を図る。 併せて、耕作の効率化を図るため、分散している農地の集約化について検討をしていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払制度と中山間地域等支払制度を活用して農地の維持・管理をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、県・村・JA等と相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は検討していない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

鳥獣による農作物の被害が多いことから、捕獲檻や侵入防止柵等の設置など検討をしていく。  
また、農地に利用可能な荒廃農地は、景観・資源作物などの導入を検討し、農地に再生不能な荒廃農地は、林地へ整備したり、緩衝帯として利用するなど、鳥獣被害防止対策に取り組む。